

ビジエネガスプラン4

2021年1月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

(1) この個別要綱の料金プラン（以下「ビジエネガスプラン4」といいます。）は、当社が別途定めるガス基本契約要綱（以下「基本要綱」といいます。）が適用される需要で、次のいずれにも該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ 原則として、エネルギー源としてガスを使用する空調用または冷却用熱源機を含む需要であること。

ロ 契約月平均使用量が1,500立方メートル以上であること。

(2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

2 定 義

次の言葉は、この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約最大使用量

契約上許容される1時間あたりのガス使用量の最大値をいいます。

(2) 契約月別使用量

1月あたりのガス使用量の月別の予定値をいいます。

(3) 契約年間使用量

契約月別使用量の1年間分の合計量をいいます。

(4) 契約月平均使用量

契約年間使用量を12で除した量をいいます。

(5) 最大使用量

1時間あたりのガス使用量の1月における最大値をいいます。

(6) 契約年度

イ 料金適用開始の日が属する月の翌月に1回目の検針日を迎えるお客さま

4（契約期間）で定めるガス需給契約の契約期間のうち、基本要綱14（ガス料金の適用開始の時期）で定める料金適用開始の日の翌年以降の応当日が属する月の検針日で区分した1年の期間（暦上の1年の日数とは異なることがあります。）をいいます。なお、契約年度の1年度目は、4（契約期間）で定めるガス需給契約の契約期間の初日から、料金適用開始の日の翌年の応当日が属する月の検針日までの期間をいい、契約年度の2年度目は、その検針日の翌日から、4（契約期間）で定めるガス需給契約の契約期間の末日までの期間をいいます。

ロ 料金適用開始の日が属する月に1回目の検針日を迎えるお客さま

4（契約期間）で定めるガス需給契約の契約期間のうち、基本要綱14（ガス料金の適用開始の時期）で定める料金適用開始の日の翌年以降の応当日が属する月の前月の検針日で区分した1年の期間（暦上の1年の日数とは異なることがあります。）をいいます。なお、契約年度の1年度目は、4（契約期間）で定めるガス需給契約の契約期間の初日から、料金適用開始の日の翌年の応当日が属する月の前月の検針日までの期間をいい、契約年度の2年度目は、その検針日の翌日から、4（契約期間）で定めるガス需給契約の契約期間の末日までの期間をいいます。

3 ビジエネガスプラン4の申込み

- (1) お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承認のうえ、年間のガス使用計画その他当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) (1)の場合には、当社は、お客さまのガス使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、使用設備の内容等を考慮のうえ、お客さまと当社との協議によって次の事項を定めます。

イ 契約最大使用量

- ロ 契約年間使用量
- ハ 契約月平均使用量
- ニ 契約月別使用量

(3) この個別要綱を適用するガス需給契約と同一の需要場所において、他の個別要綱を適用するガス需給契約を申込みいただくことはできません。

4 契約期間

(1) この個別要綱は、基本要綱14（ガス料金の適用開始の時期）で定める料金適用開始の日から適用いたします。なお、他の個別要綱によってガスを使用されていたお客さまがこの個別要綱に変更されるとき（以下「プラン変更」といいます。）の料金適用開始の日は、お客さまと当社が別途合意した場合を除き、お客さまのビジエネガスプラン4の申込みを当社が承諾したのち、はじめに到来する検針日の翌日といたします。

(2) この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、次によります。

イ 新たにガス需給契約を結ばれるとき

(イ) 料金適用開始の日が属する月の翌月に1回目の検針日を迎えるお客さま

この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、ガス需給契約が成立した日（ただし、プラン変更のときは、料金適用開始の日といたします。）から、料金適用開始の日の2年後の応当日が属する月の検針日までといたします。

(ロ) 料金適用開始の日が属する月に1回目の検針日を迎えるお客さま

この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、ガス需給契約が成立した日（ただし、プラン変更のときは、料金適用開始の日といたします。）から、料金適用開始の日の2年後の応当日が属する月の前月の検針日までといたします。

ロ ガス需給契約を更新されるとき

契約期間満了の2か月前までに、お客さまと当社の双方が、ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、この個別要綱を適用するガス需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

5 ガス料金

- (1) ガス料金は、(2)の場合を除き、別表1により算定いたします。
- (2) 基本要綱19（日割計算）(1)または(2)の場合により日割計算を行なうときのガス料金は、別表2により算定いたします。なお、基本要綱19（日割計算）(3)の場合は、日割計算を行ないません。
- (3) 基本要綱19（日割計算）(3)の場合のガス料金は、そのガス料金の算定期間を「1月」として、別表1により算定いたします。

6 最大使用量の算定

- (1) 最大使用量の計量は、原則として、一般ガス導管事業者による負荷計測器の読みによるものといたします。
- (2) ガス料金の算定期間における最大使用量は、(3)の場合を除き、一般ガス導管事業者が(1)の計量によって算定した値にもとづき算定いたします。
- (3) 負荷計測器の故障その他の事情によって一般ガス導管事業者が最大使用量を正しく計量できなかった場合には、ガス料金の算定期間における最大使用量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約最大使用量超過精算額

- (1) お客さまの最大使用量が契約最大使用量をこえた場合には、当社は、次の算式および別表1の料金表を適用して算定する金額を契約最大使用量超過精算額として申し受けます。

契約最大使用量超過精算額＝

(最大使用量－契約最大使用量) × 精算額流量基本料金単価 × 12

- (2) 1 契約年度に複数回にわたって (1) に該当した場合には、(1) の算式によって算定する金額が、すでに申し受け、またはお客さまにお知らせしている契約最大使用量超過精算額をこえている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額として申し受けます。

8 契約最大使用量超過精算額の申受け

当社は、7 (契約最大使用量超過精算額) により算定した契約最大使用量超過精算額を、原則として、超過が発生したガス料金の算定期間に係るガス料金の支払期日までに、そのガス料金と同一の方法により支払っていただきます。

9 契約最大使用量の取扱い

お客さまの最大使用量が契約最大使用量をこえた場合には、原則として、当該契約年度の末日の2か月前までに、翌契約年度の契約最大使用量の変更の申入れを行なっていただきます。この場合、翌契約年度の契約最大使用量は、当該契約年度における最大使用量の最大値を下限として、お客さまと当社との協議によって定めます。

10 契約最大使用量の変更

- (1) お客さまが、契約年度の途中でこの個別要綱を適用するガス需給契約の契約最大使用量の変更を希望される場合は、9 (契約最大使用量の取扱い) によって契約最大使用量を変更する場合を除き、基本要綱35 (ガス需給契約の廃止) に準ずるものとし、お客さまと当社との協議によって定められた日にガス需給契約が消滅するものといたします。
- (2) (1) の場合、ガス需給契約が消滅する日の2か月前までに、基本要綱6 (ガス需給契約の申込み) および3 (ビジエネガスプラン4の申込み) により、その消滅日の翌日を需給開始の日とする新たなガス需給契約の申込

みをしていただきます。

- (3) お客様の需要が1（適用）(1)に該当しないこととなった場合は、
(1)および(2)に準ずるものといたします。

11 契約中途解約精算額

- (1) 次の場合には、それがやむをえない理由によるとき、または(4)の場合を除き、当社は、(2)または(3)により算定した金額を、契約中途解約精算額として申し受けます。

イ 基本要綱35（ガス需給契約の廃止）によってガス需給契約が消滅した場合（ただし、各契約年度の末日を廃止期日とする場合を除きます。）

ロ 基本要綱36（解約等）(1)もしくは(2)によって当社がガス需給契約を解約し、または同(3)によってガス需給契約が消滅した場合

ハ 10（契約最大使用量の変更）によってガス需給契約が消滅した場合

- (2) (1)イ、ロまたはハの場合で、お客様と当社が、ガス需給契約の終了日（(1)イ、ロまたはハによってガス需給契約が消滅し、またはガス需給契約を解約した日をいいます。以下同じ。）の翌日を需給開始の日とする新たなガス需給契約（契約中途解約精算額の規定がある個別要綱を適用するガス需給契約に限ります。）（以下「新契約」といいます。）を締結し、かつ新契約の流量基本料金が、終了日に消滅しまたは解約するガス需給契約（以下「前契約」といいます。）の流量基本料金から変更となるときの契約中途解約精算額は、次の算式、別表1の料金表および新契約の料金表を適用して算定いたします。なお、次の算式においては、基本要綱18（ガス料金の算定）で定めるところにより、ガス料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 新契約の流量基本料金が前契約の流量基本料金から減少する場合

- { (前契約の契約最大使用量×前契約の精算額流量基本料金単価)
 − (新契約の契約最大使用量×新契約の精算額流量基本料金単価) }
 × [前契約の終了日が属する月 (ガス料金の算定期間をいいます。
 以下, (2)および(3)において同じ。) の翌月から前契約の各契約
 年度の末日が属する月までの月数]
- ロ 新契約の流量基本料金が前契約の流量基本料金から増加する場合
 { (新契約の契約最大使用量×新契約の精算額流量基本料金単価)
 − (前契約の契約最大使用量×前契約の精算額流量基本料金単価) }
 × [前契約の各契約年度の初日が属する月から前契約の終了日が
 属する月までの月数]
- (3) (1) イ, ロまたはハの場合で, お客さまと当社が, 前契約の終了日の翌
 日を需給開始の日とする新契約を締結しない場合, または新契約に適用す
 る個別要綱に契約中途解約精算額の規定がない場合の契約中途解約精算額
 は, 次の算式および別表 1 の料金表を適用して算定いたします。
 (前契約の精算額定額基本料金
 +前契約の精算額流量基本料金単価×前契約の契約最大使用量)
 × [前契約の終了日が属する月の翌月から各契約年度の末日が
 属する月までの月数]
- (4) 当社がガス需給契約の成立時に把握できなかったお客さまの消費機器の
 増設等により契約年度の途中で契約最大使用量を増量変更することが合理
 的と認められる場合等, 当社が認めたときには, 当社は, 契約中途解約精
 算額を申し受けません。

12 その他

その他の事項については, 基本要綱の規定によります。

附 則

実施期日

この個別要綱は、2021年1月1日から実施いたします。

別 表 1

1 ガス料金の算定方法

- (1) ガス料金は、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金を合計した金額といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金（ただし、基本要綱21〔単位料金の調整〕により調整単位料金を算定する場合は、その調整単位料金といたします。）に1月のガス使用量を乗じて算定いたします。

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

イ 定額基本料金

1月につき	30,555.56円
-------	------------

ロ 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,171.30円
------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	92.74円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 精算額基本料金

イ 精算額定額基本料金

1月につき	36,630.00円
-------	------------

ロ 精算額流量基本料金単価

1立方メートルにつき	759.00円
------------	---------

別 表 2

ガス料金の日割計算

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金を合計した金額といたします。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算日数}}{30}$$

なお、基本料金は、別表1の料金表における基本料金、日割計算日数は、ガス料金の算定期間の日数とし、計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) 従量料金

別表1の料金表における基準単位料金（ただし、基本要綱21〔単位料金の調整〕により調整単位料金を算定する場合は、その調整単位料金といたします。）に1月のガス使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、基本要綱別表における適用基準と同様といたします。